

2020年7月2日

第7次出入国管理政策懇談会第20回会合
議題3「外国人労働者の在留管理について」に関する意見

日本労働組合総連合会
総合政策推進局長 仁平 章

2020年6月29日に開催された第7次出入国管理政策懇談会第20回会合において、議題3として「外国人労働者の在留管理について」の報告がありました。その際、時間的制約から、意見を申し上げることができなかつたため、外国人労働者に対する労働関係法令遵守、人権の尊重、権利保護などの観点から、以下の通り意見申し上げます。

- 特定技能制度に限らず、技能実習制度を含む他の在留資格においては、法律または上陸基準省令等に日本人との同等報酬について明記されている。「受入機関データベースシステム」を構築する際には、報酬に関する情報等も蓄積しながら、日本人との同等報酬の実効性を高めていくべき。
- 留学生や技能実習生、特定技能外国人、専門的・技術的分野の外国人、身分に基づく在留資格の外国人など、一つの職場で複数の在留資格の者が働いている場合も少なくなく、労働関係法令のみならず、入管法令等に基づいた適正な受入れが行われているか、外国人労働者の権利保護に向けたシステムの運用についても検討すべき。
- 労働基準監督署による監督指導においては、外国人技能実習生を受け入れている実習実施者の7割で法令違反が認められているが、こうした情報についても受入機関のデータベースで一元管理し、法令違反を行うような事業主には受入れを認めない取り組みなども検討すべき。

以 上